

規制の事前評価書
(要旨)

令和 3 年 4 月
国家公安委員会・警察庁

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令案

規制の名称：ミニカーの積載の制限に係る規定の見直し

規制の区分：新設、**改正**（拡充、**緩和**）、廃止

担当部署：警察庁交通局交通企画課

評価実施時期：令和3年4月

1 規制の目的、内容及び必要性

道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条第1項の規定により、車両（軽車両を除く。以下同じ。）の運転者は、当該車両について政令で定める積載物の重量、大きさ又は積載の方法の制限を超えて積載をして車両を運転してはならないこととされており、ミニカーで積載装置を備えるものの積載物の重量については、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条第2号の規定により30キログラムを超えてはならないものとされている。これは、積載物を積載することにより走行の安定性等が失われることがないように、道路における危険を防止し、交通の安全を図ることを目的として設けられた規定である。

現行の30キログラムという重量制限は、ミニカーに係る規定を整理した当時開発されていた車両の性能等に鑑み規定されたものであるが、現在、現行の重量の制限を超えて積載をしても安全に走行することができると考えられるミニカーが開発されている。当該ミニカーについては、走行実験により、現行の重量制限を超えた積載をした場合でも一定の安全性が確認されている。また、ミニカーについては、小口配送の手段としてのニーズがあり、一度に配送可能な量が限られてしまうと不便であることから積載物の重量に係る制限を緩和してほしいとする事業者からの要望も把握されている。

ここで、仮に、引き続き、ミニカーの積載物の重量については30キログラムを超えてはならないこととした場合には、車両の性能等に鑑み30キログラムを超えて積載をしても安全に走行することが可能である車両にまで過大な制限を課すことになり、不便が継続するおそれがある。

2 直接的な費用の把握

本改正に伴う遵守費用及び行政費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

ミニカーで積載装置を備えるものについて、90キログラムまで積載することができることとなり、小口配送等の手段の拡充に資する。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

本改正により、費用は発生しない（前記2参照）。

また、本改正による便益については、金銭価値化することは困難であるが、ミニカーで積載装置を備えるものについて、90キログラムまで積載することができることとなり、小口配送等の手段の拡充に資する（前記3参照）ことから、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

代替案としては、ミニカーで積載装置を備えるものについて、積載物の重量の制限を廃止する案が考えられる。

[費用]

- ・ 遵守費用
代替案に伴う遵守費用は発生しない。
- ・ 行政費用
代替案に伴う行政費用は発生しない。

[効果]

規制案と同様、ミニカーで積載装置を備えるものについて、重量の制限なく積載することが可能となり、小口配送等における利便性が高まる。しかしながら、無制限に積載を認めることは、ミニカーの走行の安定性が失われる重量の積載物の積載を惹起し、道路における危険を生じさせることが考えられる。

[費用と効果（便益）の比較]

代替案に要する費用と効果は、上記のとおりであり、一定の効果は認められるものの、道路における危険を生じさせるという負の効果を回避すべきと考える。

[規制案と代替案の比較]

規制案と代替案を比較すると、代替案では、道路における危険を生じさせると考えられる。したがって、代替案を採用することは適当ではなく、本改正は妥当である。

7 その他の関連事項

政策所管課において、本規制緩和により発生する費用や便益を明らかにし、当該規制緩和の有効性、必要性等について確認した。

8 事後評価の実施時期等

施行から3年以内の適切な時期に事後評価を実施することとし、事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ ミニカーによる交通事故の発生件数

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令案

規制の名称：小型特殊自動車の積載の制限に係る規定の見直し

規制の区分：新設、**改正**（拡充、**緩和**）、廃止

担当部局：警察庁交通局交通企画課

評価実施時期：令和3年4月

1 規制の目的、内容及び必要性

道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条第1項の規定により、車両（軽車両を除く。以下同じ。）の運転者は、当該車両について政令で定める積載物の重量、大きさ又は積載の方法の制限を超えて積載をして車両を運転してはならないこととされており、小型特殊自動車に積載装置を備えるものの積載物の重量については、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条第2号の規定により500キログラムを超えてはならないものとされている。これは、積載物を積載することにより走行の安定性等が失われることがないよう、道路における危険を防止し、交通の安全を図ることを目的として設けられた規定である。

現行の500キログラムという重量制限は、かつて軽自動車の一部に区分されていた小型特殊自動車が、道路交通法の一部を改正する法律（昭和39年法律第91号）により小型特殊自動車に区分されるようになった当時の車両の性能等に鑑み規定されたものであるが、現在、現行の重量の制限を超えて積載をしても安全に走行することができると考えられる小型特殊自動車が開発されている。当該小型特殊自動車については、走行実験により、現行の重量制限を超えた積載をした場合でも一定の安全性が確認されている。また、小型特殊自動車については、事業者からも農機等を活用し、農業の生産性を向上させる観点から、積載物の重量に係る制限を緩和してほしいとの要望が出されており、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）において、「道路交通法上の小型特殊自動車等について定められた500kgの積載量上限について、（略）トラクターについて緩和する等必要な見直しを行う」とされているところである。

ここで、仮に、引き続き、小型特殊自動車の積載物の重量については500キログラムを超えてはならないこととした場合には、車両の性能等に鑑み500キログラムを超えて積載をしても安全に走行することが可能である車両にまで過大な制限を課すことになり、農機等の活用を阻み、農業の生産性を低下させるおそれがある。

2 直接的な費用の把握

本改正に伴う遵守費用及び行政費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

小型特殊自動車で積載装置を備えるものについて、700 キログラムまで積載することができることとなり、農業の生産性の向上に資する。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

本改正により、費用は発生しない（前記2参照）。

また、本改正による便益については、金銭価値化することは困難であるが、小型特殊自動車で積載装置を備えるものについて、700 キログラムまで積載することができることとなり、農業の生産性の向上に資する（前記3参照）ことから、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

代替案としては、小型特殊自動車で積載装置を備えるものについて、積載物の重量の制限を廃止する案が考えられる。

[費用]

- ・ 遵守費用
代替案に伴う遵守費用は発生しない。
- ・ 行政費用
代替案に伴う行政費用は発生しない。

[効果]

規制案と同様、小型特殊自動車で積載装置を備えるものについて、重量の制限なく積載することが可能となり、農業の生産性の向上に資する。しかしながら、無制限に積載を認めることは、小型特殊自動車の走行の安定性が失われる重量の積載物の積載を惹起し、道路における危険を生じさせることが考えられる。

[費用と効果（便益）の比較]

代替案に要する費用と効果は、上記のとおりであり、一定の効果は認められるものの、道路における危険を生じさせるという負の効果を回避すべきと考える。

[規制案と代替案の比較]

規制案と代替案を比較すると、代替案では、道路における危険を生じさせると考えられる。したがって、代替案を採用することは適当ではなく、本改正は妥当である。

7 その他の関連事項

政策所管課において、本規制緩和により発生する費用や便益を明らかにし、当該規制緩和の有効性、必要性等について確認した。

8 事後評価の実施時期等

施行から3年以内の適切な時期に事後評価を実施することとし、事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 小型特殊自動車による交通事故の発生件数